

出生、死亡、死産、婚姻又は離婚の届出をされる方にお願い(職業・産業例示表)



政府統計

厚生労働省・法務省

- 人口動態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」として指定されているわが国の最も重要な調査の一つです。公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。
- 国勢調査実施年の令和7年4月1日から令和8年3月31までの間に出生、死亡又は死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻又は離婚の届出をされる方は、戸籍法等の規定により届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、ご協力ください。
- 届書の「職業」欄には、下記の職業例示表を参照して、「番号」か「職業分類名」を記入してください。
また、死亡の届出をされる方は、亡くなられた方の職業と産業を記入していただきますので、裏面もご覧ください。
わからないときは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

職業例示表

注：死亡の届出をされる方は、裏面もご覧ください。→

番号	職業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業 ()内には正しい分類番号を示している
01	管理職	管理的公務員（議会議員、管理の国家公務員、管理的地方公務員）、法人・団体役員（会社役員、独立行政法人等役員等）、法人・団体管理職員（会社管理職員、独立行政法人等管理職員等）、その他の管理的職業従事者	校長（02）、保健所長（02）、病院長・診療所長（02）
02	専門・技術職	研究者（自然科学系研究者、人文・社会科学系等研究者）、農林水産技術者、製造技術者（食品技術者、電気・電子・電気通信技術者等）、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者（システムコンサルタント、システム設計者等）、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師（准看護師を含む）、医療技術者（診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士等）、その他の保健医療従事者（栄養士、あん摩マッサージ指圧師等）、社会福祉専門職業従事者（福祉相談指導専門員、保育士等）、法務従事者（裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士等）、経営・金融・保険専門職業従事者（公認会計士、税理士、社会保険労務士等）、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者（図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、職業スポーツ従事者等）	検査工（08）、大工・左官（10）、電気通信設備工事従事者（10）、看護助手（05）、歯科助手（05）、調理師（05）、ホームヘルパー（05）、裁判所課長などの管理者（01）、経理事務員（03）、祈とう師・巫女・易者（05）、写真現像工（08）、広告宣伝員（05）
03	事務職	一般事務従事者（受付・案内事務員、秘書・総合事務員等）、会計事務従事者（現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員等）、生産関連事務従事者（生産現場事務員、出荷・受荷事務員）、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者（集金人、調査員等）、運輸・郵便事務従事者（旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員）、事務用機器操作員（パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員等）	娯楽施設フロント係（05）、税理士（02）、印刷検査工（08）、保険外交員（04）、郵便配達員（11）、CADオペレーター（08）
04	販売職	商品販売従事者（小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員等）、販売類似職業従事者（不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人（ブローカー）等）、營業職業従事者（飲食品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者、通信・システム営業職業従事者等）	飲食店主（05）、保険商品開発者（02）、水道料金集金人（03）
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者（家政婦（夫）、家事手伝い等）、介護サービス職業従事者（介護職員、訪問介護従事者）、保健医療サービス職業従事者（看護助手、歯科助手等）、生活衛生サービス職業従事者（理容師、美容師、クリーニング職等）、飲食物調理従事者（調理人、バーテンダー）、接客・給仕職業従事者（飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、娯楽場等接客員等）、居住施設・ビル等管理人（マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等）、居住施設・ビル等管理人（マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等）、その他のサービス職業従事者（旅行・観光ガイド、物品販賣人、葬儀師、火葬作業員等）	訪問看護師（02）、ケアマネジャー（02）、歯科衛生士（02）、クリーニング取次所従事者（04）、パン製造工（08）、居宅飲食店主（04）、守衛（06）、通訳（02）
06	保安職	自衛官（陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛医科大学校学生）、司法警察職員（警察官、海上保安官等）、その他の保安職業従事者（看守、消防官、警備員、児童交通擁護員、プール・海水浴場監視員等）	刑務所長（01）、山林監視員（07）
07	農林漁業職	農業従事者（農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師等）、林業従事者（育林従事者、伐木・造材・集材従事者等）、漁業従事者（漁労従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖従事者等）	獣医師（02）、木材検査工（08）、釣船船長（09）
08	生産工程職	生産設備制御・監視従事者（製錬・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、紡績・衣服・織維製品生産設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員等）、機械組立設備制御・監視従事者（電気機械器具組立設備制御・監視員等）、製品製造・加工従事者（金属フレス従事者、金属溶接・溶断従事者、窯業・土石製品製造従事者等）、機械組立従事者（はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者等）、機械整備・修理従事者（自動車整備・修理従事者等）、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者（自動車塗装工、POPライター、写真現像工、映写技師等）	炉修工（10）、調理師（05）、服飾デザイナー（02）、鉄道車両配線工（10）、彫刻家（02）、航空機配線工（10）、自動車ガラスはめ込工（10）、装飾画家（02）
09	輸送・機械運転職	鉄道運転従事者（電車運転士等）、自動車運転従事者（バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者等）、船舶・航空機運転従事者（船長・航海士・運航士、航空機操縦士等）、その他の輸送従事者（車掌・甲板員・船舶技師・船舶機関員等）、定置・建設機械運転従事者（発電員、クレーン・ワインチ運転従事者、建設・さく井機械運転従事者等）	配車係（03）、宅配便配達員（11）、漁労船の船長・航海士（07）、旅行・観光ガイド（05）、電気メーター検針員（03）
10	建設・探掘職	建設躯体工事従事者（型枠大工、とび職、鉄筋作業従事者等）、建設従事者（大工、左官、疊職、配管従事者等）、電気工事従事者（送電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者等）、土木作業従事者（土木従事者、鉄道線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者等）、探掘従事者（探鉱員、石切出従事者、砂利・砂・粘土採取従事者等）	鉄工（08）、家具大工・船大工（08）、電話機修理工（08）、測量士（02）、掘削機械運転工（09）
11	運搬・清掃・包装等職	運搬従事者（郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、配達員、荷造従事者等）、清掃従事者（ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ごみ・し尿処理従事者等）、包装従事者（ラッピング工、シール貼り工等）、その他の運搬・清掃・包装等従事者（機械掃除工、工場軽作業員、学校の用務員等）	トラック運転者（09）、ゴミ収集車運転者（09）、封筒製造工（08）、ゴルフ場芝手入れ作業員（07）
00	無職	（報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人）	

※ 自衛官、警察官、海上保安官又は消防官の身分をもつ方は、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。